

品川区小規模事業者経営改善資金利子補助金交付要綱

制定 平成22年3月31日区長決定 要綱 第55号

改正 平成27年3月13日部長決定 要綱第191号

改正 平成30年3月26日区長決定 要綱 第79号

改正 令和 3年7月29日部長決定 要綱第238号

(目的)

第1条 この要綱は、小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（平成20年9月30日付中庁第1号）に基づき同要綱Iに定める小口資金（以下「経営改善資金」という。）の融資を受けた小規模事業者等に対し、区が当該融資に係る償還金の利子の一部を補助することにより、小規模事業者等の経営の安定と発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業に属する事業を営む者については5人）以下の事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、日本政策金融公庫から経営改善資金の融資を受けている小規模事業者等で、次の各号の要件を満たすもの（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 現に利子の支払を行っていること。
- (2) 利子補助を受ける年の1月1日現在において住所またはその主たる事業所を区内に有していること。
- (3) 法人税、事業税および住民税を滞納していないこと。

(利子補助期間)

第4条 利子補助期間は対象者が経営改善資金の融資を受けた日（以下「融資実行日」という。）から融資実行日の2年後の応当日以後の最初の12月31日までの期間（以下「交付期間」という。）とする。

(利子補助額)

第5条 利子補助額は、交付期間の毎年1月1日から12月31日までの間に、対象者が当該資金の償還に伴い日本政策金融公庫に対して支払った利子（延滞利息を含まない。）の30%とする。この場合、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(利子補助の申請)

第6条 利子補助金の交付を受けようとする対象者は、経営改善資金利子補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）により、毎年12月31日までの期間に係る利子補助金を翌年の1月末までに申請しなければならない。

2 対象者は、前項の規定による申請をするときは、利息支払証明書（毎年12月31日

までの間に支払った利子に係る利子払込証明書をいう。) その他区長が必要と認める書類を申請書に添付するものとする。ただし、申請者が、区長が利息支払証明書の発行を日本政策金融公庫に依頼することに同意するときは、この限りでない。

(補助金の交付・不交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、利子補助金の交付を決定したときは決定通知書(別記第2号様式)を、利子補助金の交付をしないと決定したときは不承認決定通知書(別記第3号様式)を、申請者に対し交付するものとする。

(利子補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定により利子補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに経営改善資金利子補助金申請書(別記第4号様式。以下「請求書」という。)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により利子補助金の交付をうけたとき。

(2) 利子補助金の交付決定の内容、これに付した条件または法令に違反したとき。

(利子補給金の返還)

第10条 前条の規定により利子補助金の交付決定の全部または一部を取り消された者が、当該取消しに係る部分についてすでに利子補助金の交付を受けているときは、直ちに利子補助金を返還しなければならない。

(違約金)

第11条 前条の規定により利子補助金を返還する者は、返還すべき利子補助金を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該利子補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては、既に返済した額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

(申請事務の協力)

第12条 区長は、申請書の受理、決定通知書の送付その他利子補給金申請手続きに係る事務について、東京商工会議所品川支部の協力を得て行うこととする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

※ 東京商工会議所品川支部	—
日本政策金融公庫取引番号	—

経営改善資金利子補助金交付申請書

年度経営改善資金の融資に伴う利子の補助金の交付を下記のとおり申請いたします。

記

1 補助事業の目的および内容

経営改善資金の融資に伴う利子の償還

2 補助金の額および算出基礎

※ 融 資 額	年 月 日決定									円
支 払 利 息(A)										円
利子補助金交付申請額の算出基礎(B)	$(A) \times 30 / 100$									
利 子 補 助 金 交 付 申 請 額										円

(利子補助金交付申請額は100円未満切捨)

3 補助事業の効果

経営改善の促進

4 日本政策金融公庫の利息支払証明書提出承諾

公庫発行の利息支払証明書を東京商工会議所を経由し品川区長に提出することを承諾します。

年 月 日

品川区長あて

申請者

所在地	品川区 丁目 番 号
企業名称 (法人のみ記入)	フリガナ
代表者 氏 名	フリガナ

(注；太線の中のみ強くご記入願います。※印のところは記入不要です。)

年 月 日

経営改善資金利子補助金不承認決定通知書

様

品川区長

印

年 月 日付で申請のあった経営改善資金利子補助金については、
下記のとおり不承認と決定しましたので通知します。

不承認理由	
--------------	--

第4号様式（第8条関係）

※ 東京商工会議所品川支部	—
日本政策金融公庫取引番号	—

経営改善資金利子補助金交付請求書・口座振替依頼書

年度経営改善資金の融資に伴う利子の補助金の交付を下記のとおり申請いたします。

記

										※東京商工会議所品川支部にて計算された額
※ 利子補助金交付請求額										円

振込口座内容

※東京商工会議所品川支部にて計算した額を下記口座に振込みください。

振込先 金融機関		銀行 信用金庫 信用組合		支店
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

※法人様については法人名のみご記入ください。

年 月 日

品川区長あて

申請者

所在地	品川区	丁目	番	号
企業名称 (法人のみ記入)	フリガナ			
代表者 氏名	フリガナ			

(注；太線の中のみ強くご記入願います。※印のところは記入不要です。)